

りすす倶楽部

2021年
10月号
第295号



稲架掛け（はさがけ）

黄金に輝く稲穂の波。籾の着いた稲を刈り取り束ね、木や竹で作った棒に掛けて天日干しする稲架掛け（はさかけ）の田園風景は、機械化におされて見る機会が少なくなった。悲しみを抱える人の心を癒すのも、無理に急がず、昔ながらの自然乾燥が、相応しい気がする。

弁護士 福井大海

パートナー育成にあたり

大切にしていること

NPOりすシステム 顧問弁護士 長谷川範子

令和3年10月1日、りすシステムの地域密着型パートナー制度の構想が動き始めた。新体制を切り口に、再度りすシステムの生前契約という社会装置を検証したい。

私は平成14年10月に弁護士登録をし

て以来、一般市民の関係する法律問題全般に取り組んできたが、たまたま亡父が五反田公証役場の公証人であり、りすシステムの公正証書による各種契約作成を担当したことから、縁あって現在の顧問の立場に至る。実際は顧問というよりも、どっぶりとりすシステムにはまり、週のほとんどを九段下の事務所まで過ごしている。現在は主に後見関係の業務を統括している。

さて、亡父は平成24年に72歳で亡くなったが、父からは「りすシステム」というのは、リビング サポート システムの略で、人の生活をサポートするNPOで、松島さんというすごい人

が考えて始めただれにも思いつかなかったような、とてつもない仕組みなんだよ」とよく聞いていた。

父の死後、挨拶に九段下に訪れて、実際お会いしてみると、松島相談役は父の言っていた『すごい』そのもの人物だった。

何がすごいかというと、まず知識、発想、推進力が半端ない。加えて『信念』が揺るぎない。

そして、杉山代表は松島相談役の理念を引き継ぎ、日々利用者さんの顔を思い浮かべながら細やかかつスピーディーに業務全般を取り仕切っている。

お手伝いをする中で、この『生前契約』というこの仕組みがいずれ社会に無くてはならないものになるだろうということが確信に変わるのに時間はかからなかった。

松島相談役は、今年の1月から本誌でりすシステムの地域密着型パートナー制度の必要性について熱く説かれて

いるが、これまでの制度の問題点である『赤字体質』を抜本的に改革し、かつ、りすシステムの仕組みを永続させるにはこの方法しかないとの信念で突き進んでいる。

かつての職員からは、『利用者からいただく手数料を値上げすればよい』とか、『全国に手を広げるから無理があるのであって、地域限定にすればよい』などの意見を聞くこともあった。

しかし、りすシステムの生前契約は、『それでも』利用できることにこそ意味があり、経済的に恵まれた限られた人を対象としたものではないし、本来であれば全国的に行政がすべきことを、いわばやむなく、りすシステムが担っているのであって、地域を限定して行うものでもない。

私たちは生前契約という社会装置を、いかにして「誰でもが、安心して、いつでも利用できる仕組みにするか」、知恵を絞って考えて作り上げなければならないのであって、決して限られた人や地域に限定した方向性を指向してはならないと考えている。

そこで、原点回帰、すなわち創始者松島相談役が生前契約をスタートしたときに想定していたものの、当初は知名度も信用力も組織力もなかったことから実現できなかった地域密着型パートナー制度を、有効登録利用者が4200名

を超えた今こそスタートしようということになったわけだ。

なぜ今なのか、松島相談役に聞いたところ、こんな答えが返ってきた。

『生前契約は儲からない。儲かっちゃいけない。儲かるはずがない仕組みなのです。ところが、利用者がどんどん増えて、サポートが増えていったことよって、人手が足りないというので職員を雇用していったら、あれよあれよと人件費が増大してしまった。3年くらい前に人件費が月に1500万円もかかっていると聞いて、腰を抜かしたんですよ。ここ数年は、ありがたいことに利用者からの寄付金があったからなんとか給料が払えていたけれど、ご寄付はいついくら頂けるか分からないものだから、ご寄付頼り経営は危険極まりない。このようなことを続けていては生前契約という仕組みの骨が揺らいでしまう。利用者との契約は、超長期の契約だから、20年、30年後もりすシステムがしっかりと存続してなくちゃならないんですよ。職員だって急に今月の給料が払えませんか。言われたら困るでしょう。そう考えたら夜も眠れない様になってしまった。早く手を打たなければならぬ。だが、手を打つ、つまり組織を改革するには資金が必要。頭を抱えていたところ、たまたま令和3年にまとまったご寄付を頂けることになったので、りすシステムを永続的な組織とするための改革にそのご寄付を使わせていたかどうか、と考えたんですよ。』

新たな制度をスタートするには、退職している職員への手当から始まり、インフラすなわちデータ管理システムの再構築費用、ハード設備の設備投資、パートナー育成のための研修関係費用、パートナー制度確立のための組織内規定の整備にかかる費用など、様々な経費が必要だ。近日中にこれらを整えながら地域密着型パートナー制度を安定的に運営していきたいというわけだ。

利用者の皆さんから、新体制に対する心配の声も届いている。

最も多いのが、『私の地域のパートナーは誰になるのですか？早く紹介してください。』という声。

次に多いのが『私の個人情報は保護されていますか？パートナーという人たちに見られると思うと心配です。』という声だ。

りすシステムはパートナーの育成に最も気を配って進めている。「契約家族」の仕事は、「家族」の役割なのだから、「誰にでも出来る仕事」と言われることもあるが、実は、大変難しい部分がある。それは、技術的知識的な点ではなく、りすシステムが大切にしている理念や信念を共通認識として常に心に持っているなければならないという点である。

利用者の皆さんは、りすシステムの基本理念、綱領をご存知だろうか。

〈基本理念〉

1. 基本的人権の享有と社会正義の実現

生前契約は、世界人権宣言、日本国憲法にうたわれている、「人がこの世に生まれながらに享受している人間の尊厳や平等性、言論、思想、信条、信仰の自由などを人間固有の権利として認め尊重する」この趣旨に則り社会正義の実現に努力すること。

2. 「地球環境の保全」と「人」との共生社会の実現

地球誕生から46億年。生命の誕生から38億年。ウィルスは30数億年前誕生、人はたかだか600〜700年前に誕生した母なる地球での新参者。

そんな「人」という生物が地球という星の中で、傍若無人に振舞っていることに対する猛省と、謙虚さを取り戻し、私たち人間は地球と共に生かされるという、地球市民社会の実現を目指すこと。

3. 死者の人権の確立と擁護

生前契約は死者には人としての権利があることを宣言します。民法に規定する「遺言」は単に財産の相続や遺贈に限らず、子の認知や相続人の廃除等の身分行為まで、死後実現出来るので

す。生前契約はこれら民法の規定の中で創意工夫して、死後事務という領域を創生しました。その基本的原理は死者、死後にも生前と同じような権利能力があるとしたことです。生前契約は死者の人権の確立と擁護を基本理念としています。

〈基本綱領〉

1. 個人情報の保護と適切な管理、運用

生前契約は個人情報保護法の遵守は当然であります。同法が対象としていない死後の個人情報報までをも保護する立場です。

生前契約の履行業務を円滑に進めるには、お預かりした多くの個人情報を駆使する必要があります。この個人情報の取扱いは厳格且つ適正でなければなりません。

2. 自己決定と自己責任

生前契約は自己決定でスタートし、自己決定の結果は自己責任により完結する社会的な文化装置です。決定したことの実現をりすシステム等の受託機関に託すことが出来ます。託されたりすシステムは違法行為、公序良俗に反すること等以外は忠実に実行します。実現に要する費用は自己責任による自己負担が原則です。

3. 危機管理能力の研磨

生前契約による契約家族づくりそのものが危機管理と言って良いのです。人生最大の危機は

「死」その前段には必然ともいえる「老」「病、ケガ」がありそれは不意に訪れます。これら人生における三大危機をいかに回避し危機から脱出するか。

その時頼りになるのが契約家族としてのりすシステムです。

生前契約に携わる者には危機管理能力の涵養が必須要件です。日々怠りなく研鑽しましょう。

4. 宗教的中立性の確保

葬送儀礼と宗教、特に仏教は密接不可分と一般に認識されていますが、死後に必要な手続き、居住空間の片づけ、物の処分など広義の死後事務を総合的に受託し、それを履行する行為に、宗教性は必要ありません。スタッフが自己の宗教を信じることは憲法で保障されている権利です。しかし自己の信ずる宗教等を契約者に勧奨したり、いわんや強要、強制することがあってはなりません。但し、契約者自身が自己の信じる宗教や宗教心に基づく、宗教儀礼を死後事務に導入することに対する支援は当然のことです。

5. 創造性と先見性の豊かさ

創造性は、世の中で起こっている様々な事象をこれで良いのか、と疑問を抱き解を求める姿勢から芽生えます。適切、的確な現状認識から、新しい発想やアイデア、ノウハウも生み出せます。契約者の多くは、「生前契約」に創造的

な未来を期待しているのです。

未来のビジョンを描くためにも、先見性、将来の方向性を的確に捉えられる能力を、研磨しましょう。

6. 「情」と「理」を調和させ公平性を担保する能力の研磨

理論的に突き詰めれば角が立ちます。情に掉さ^{おと}せば流されます。とかくこの世は難しい…。

夏目漱石の小説の一節をもじったものですが、契約による家族としてのたしなみや、立居振舞いには気配りが必要です。業務を行うにあたってあの人、この人によって異なる対応は避けなければなりません。公平性の担保が重要です。契約者お一人お一人に対しては常に、謙虚、尊敬、誠意、親愛の情を以って接しなければなりません。一定の距離感を保ち、深入りしすぎないことが肝要です。

7. 「非営利」と「社会貢献」の実現

生前契約を金儲けの手段としてはなりません。但し組織を維持し業務に携わる者の生活権は保証しなければなりません。スタッフには有償ボランティアの原則を適用しています。日常の生前契約履行業務そのものが社会貢献であるという立ち位置を守らなければなりません。

8. 低コスト高成果によるサービスの実現

りすシステムは非営利組織であるからこそ、コスト意識を契約者とともに共有しなければなりません。契約者に対するサービスの1件1件について、どのような方法で実施すれば時間、費用ともに低廉で高品質の成果が得られるかを常に模索しなければなりません。

9. 生前契約受託機関の役割

受託機関であるNPOりすシステムの役割は、契約者の皆さん自身が生き方、死に方を自己決定し、その結果を書面にされたものをお預かりします。そのデータを適切に管理し、そのデータによるりすシステムの支援が必要になった時には、データに基づきそれぞれの業務については、適切な人や事業者に対して履行を委託し、その業務の完全履行の確認をすることです。

10. 一日学ばざればその言危し

変化の激しい現代社会では一日否、ひととき学ばなくても危機管理としての確な判断が出来なくなり。コーディネーターの判断の迷いや不的確な判断は、契約者の不幸を招き組織に大きなダメージを与える可能性もあります。学びを楽しみましょう。

パートナー研修では、まずもってこの基本理念と綱領を学んでいただく。パートナー業務で個別具体的な場面において、迷ったり悩んだりすることは当然あるはずだが、そんなときには常に基本理念と綱領という「りすシステムの原点」に戻って考えてほしいからだ。

また、個々のサポートにおいて、基本理念が心に刻まれているか否かで、一つ一つの行動が変わってくる。基本が最も大事なのである。

私もパートナー研修の講師を務めている。現在の担当は、「個人情報保護と遵守事項」「公証役場と公正証書」「成年後見制度とりすシステムの任意後見契約」の3講義である。これらの研修では細かな知識は後で資料を確認してもらえれば良いとして、「どうして個人情報が大切なのか」「どうして公正証書を用いた契約を大切にするのか」「どうして任意後見契約を結んでいただくのか」といった、根本の部分を中心に解説している。根本の部分が分かれば、あとは個々の知識を学び経験を積んで学んでいただくことで適切なサポートが提供できる。

このようにりすシステムはパートナー育成において、りすシステムが大切にしていることを伝えていることがお分かり頂けると思う。

パートナーには個人情報に関する義務を課すと同時に、情報管理の面では、当然りすシステム側のシステム構築が大切であり、両面からしっかりと管理していく必要がある。

地域密着型パートナー制度 コーディネーター紹介!

これからの生前契約の中核を担うのがパートナー制度です。

これまでの生前契約のサービスは、どこで切っても同じ図柄の出てくる「金太郎飴」型によって「公平性」を重視して来ました。

金太郎飴作戦では公平性は保てますが「情」の部分、つまり家族の情愛といっても良い面に欠けるところがあったと思います。これから歩みはじめるパートナー制度は、地域に密着することで「情」の部分が手厚くなることを期待しています。

それはコーディネーターが近くに住んでいたり、事務所があれば朝夕顔を合わすこともあるでしょうし、隣人としての関係も生れることを期待しています。

「情」に流されすぎると、プロとしての自覚や資質が保たれませんので、研修に力を入れます。

りすシステム所定の「契約家族コーディネーター研修」(初級2日間14科目)を履修して、りすシステムから資格認定を受けた人がパートナーになりますので「情」と「智」兼備の人材が、利用者の皆様に寄り添ったサポートが出来ることを、ご期待いただきたく存じます。

「第〇〇区」は衆議院議員選挙の選挙区を示しており、そこを起点に活躍していただく試みです。

次号以降、順次パートナーのご紹介をしていきますので、ご期待くださいませ。(文責：松島如戒)

神奈川県 第7区 りすセンター神奈川・横浜 小島修さん

小島修さん(73歳)は3年前の秋、りすシステムのシニアアドバイザーとして生前契約活動に参画し、生前サポートの経験も豊富な人気者です。

小島修さんは「現代マナー道」の第一人者岩下宣子さんの弟さんの「修ちゃん」です。岩下宣子さんは現在NPO りすシステム監事の職にありますが、1999年の生前契約アドバイザー養成講座1期生で、現在りすシステムで活躍している同期は九州支部の岩永さんとお二人だけという古い古い同志です。お姉様の推薦で修さんもシニアアドバイザーを引受けて下さっていたのです。新制度の企画準備の最初からお誘いして、統括会社の役員にも就任していただき、企画スタッフとしてご活躍いただくと同時に、生前サポートでも活躍いただいています。お姉様の宣子さんから「修は面倒見が良く友人知人も多いので、これからのりすシステムにとって、きっとお役に立てると思う」と太鼓判付で、今後普及啓発活動の要として期待しています。



生前サポートの業務が、こんなに感動するものとは思いませんでした。受診や入退院サポートの際には利用者様の体験談や思い出話を聴きながら、自分の人生にプラスアルファをいただいています。さらに感激するのが、挨拶のあと利用者様から【安心】の言葉を、おいとまをする時には【感謝】の言葉を多くいただくことです。心がけているのは、笑顔で本当の家族として接することです。そして、聞き上手になって会話を楽しんでいただくことです。現在、新設の町田事務所で【契約家族コーディネーター】の募集業務と【りすシステム】のPR活動を行っています。是非、多くの契約家族コーディネーターの皆さんに、生前サポート業務の喜びを共に味わっていただきたいと切に思います。利用者様と共に明るく、楽しく、朗らかに、生き生きと、りすシステムの活動を盛りあげましょう。

東京都 第20区 りすセンター東京・東村山 武井安彦さん

武井安彦さん（55歳）前職は地元の山梨県旧美富士農協で金融担当、地元の大手葬儀社の責任者として活躍されていました。体調を崩され病気療養後新しい仕事として以前ご縁のあたりりすシステムの仕事が出来ないか…とご相談がありました。3年前の秋頃のことでした。私たちも地域密着型パートナー制度の企画に着手していたので、モデル事業制度として東村山市の駅近くに拠点を設け、生前サポートや新木場りすセンターの夜勤などの実務を経験しています。このたび新制度のコーディネーター研修を終了し、契約家族コーディネーターによるパートナー第1号として10月から本格的な活動を始めています。山梨県の実家で農業に携わりながら単身赴任で活躍中の武井さん、誠実な人柄でファンも増えています。

「ありがとう」を心の励みに……

私が大事にしていることは感謝の気持ちを常に持つことです。長いことJAに勤務しご高齢のお客様と接する機会が多く、相手の立場になってお話するよう心掛けておりました。また、葬儀社の仕事はご遺族の、言葉にできないようなお気持ちを察しながら、業務を行っておりましたが、逆に故人様の想いはどうだったのかなと思う場面にも接して参りました。そんな時にりすシステムを知る機会があり現在は、生前中にご利用者様が自分の家族だったらと思いながら接するよう心がけております。でも私は他人なので「サポートしてくれてありがとう」と言ってもらえる事がとても嬉しく、また次も頑張ろうと思えるのです。これからもご利用者様に「ありがとう」と言ってもらえるように精進していきたいと思えます。



埼玉県 第3区 りすセンター埼玉・越谷 山下智弘さん

山下智弘さん（42歳）の経歴は私（松島）とちょっと似ていて、お墓や不動産業フランチャイズ本部にてコンサルタントの仕事を経て、出身地の越谷で「のうこつの窓口」という墓じまいに関する相談を受けたり、土地っ子の利点を生かしてお寺とコラボで境内に永代供養型の納骨堂や樹木葬を建立し、その募集業務を行う会社を昨年始めに立上げたばかりの、最近の若者には珍しい進取の気性に富んだ方です。

その気概に惚れ込んで新しい生前契約運動に力を貸してほしいとお誘いしました。山下さんは統括会社の役員に推挙し、仕組みづくりと仲間づくり活動を着実に進めています。地の利としては利用者の多い千葉県、柏、松戸、船橋、市川なども当初はテリトリーとして活動してもらえると期待しています。もちろん「力仕事」だけではありませんが若くて力持ちの山下さんには期待するところ大です。



皆さま初めましてNPO りすシステムパートナーの山下智弘と申します。紹介文でも記載していただきましたが、土地っ子として地元で活動しており、地元の方々の何かお役に立ちたいと思っていましたが、中々活動できる機会に恵まれず、きっかけを探しておりました。そんな中、昨年7月松島相談役と出会った時に言われた「100万人の方々の助けになりたい」という言葉に衝撃を受け、この度、縁あってりすシステムの活動に参加させていただくことになりました。

これから先、りすシステムのサービスは世の中に無くてはならない存在になります。現在の会員の皆さまが満足いくサポートや仕組みを構築することにより、今後、会員数が1万人、10万人、100万人と増え続けていくと思えます。たくさんの皆さまのお役に立ち、ご意見をお伺いすることで、今後より良いサービスや仕組みを創り実行していきたいと考えております。宜しくお願いたします。

〈年金シリーズ 第9回〉

「突然の年金減額！ 理由は妻の……」

株式会社ジエイ・サポート代表取締役
 社会保険労務士原令子事務所 所長 原 令子

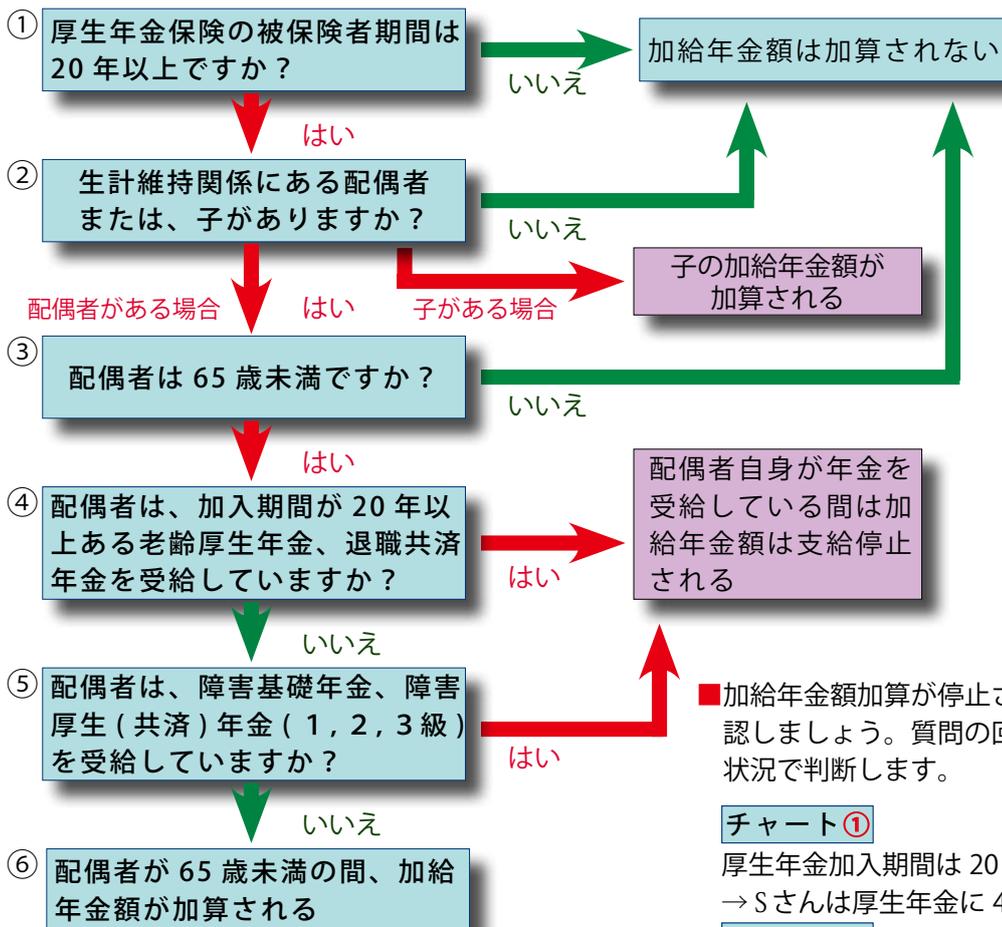
「僕の年金は、老齢厚生年金と老齢基礎年金でね、65歳で完全にリタイアしてからは年間の合計で約240万円を受け取ってる。ところが今回から振込額が6万5000円も減額されてドキッとしたよ。だって年間で40万円近くカットになるってことでしょう。今でも厳しい状況の家計がますます厳しくなって、それこそ老後破産ですよ。」と汗を拭きながら相談に駆け込んでこられたのは、67歳の男性Sさんです。

Sさんの年金が減額された理由ですが、減った金額から推察すると、老齢厚生年金に加算される加給年金額（39万5000円／年額）が停止されたのではないかと思われました。

加給年金額は、いわば年金の家族手当のようなものです。しかし、すべての老齢厚生年金に加給年金額が加算されるわけではありません。図表1のチャートにあるように、加算はいくつかの条件に該当している場合に限り行われま

図表 1

加給年金額加算チャート



■加給年金額加算が停止された理由をチャートで確認しましょう。質問の回答は現在のSさんと妻の状況で判断します。

- チャート①
 厚生年金加入期間は20年以上ですか？
 →Sさんは厚生年金に42年加入していたので「はい」
- チャート②
 生計維持関係にある配偶者がいますか？
 →専業主婦の妻がいるので「はい」
- チャート③
 妻は65歳未満ですか？→「いいえ」
- 【結論】加給年金額は加算されない

- チャート②の注記
 - ・生計維持関係とは、生計同一で配偶者等の前年の年収が850万円未満であること
 - ・子とは、原則18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子

Sさんが受給していた老齢厚生年金には、Sさんが65歳到達時から加給年金額が加算されてきました。しかし、数か月前に妻が65歳に到達したことによって「加給年金額は配偶者が65歳未満の間加算される」の条件に該当しなくなったので加算は停止され、その結果、振込額が減額になりました。

加給年金額は、配偶者が65歳になり年金の受け取りを開始するまでの間の世帯の収入を補うために加算されるという意味合いがあります。そのため加給年金額は、配偶者が65歳になって老齢基礎年金を受給できるようになると加算が停止されるのです。

では次に「今でも厳しい状況の家計がさらに厳しくなる」とのご心配について説明します。Sさんは、世帯あたりの年金額が減るのではないかと心配していますが、図表2をご覧ください。妻が65歳に到達した時点で、加給年金額は支給停止となりますが、妻は老齢基礎年金と振替加算額（図表3参照）が受給できるようになります。

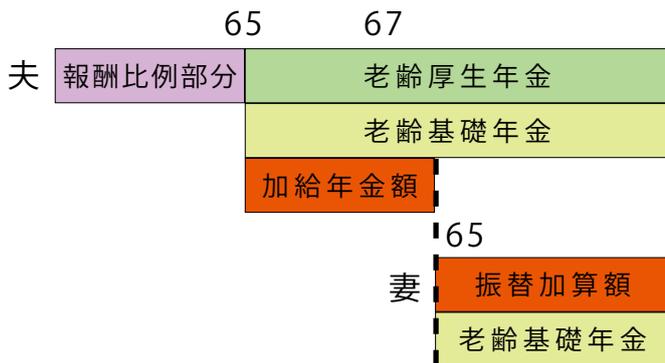
具体的には、どのくらいの金額になるのか、試算してみましょう。

Sさんの妻
昭和31年4月10日生まれ
昭和56年に結婚後
専業主婦で働いた経験なし

Sさんの妻は、厚生年金加入者の被扶養配偶者（年収が130万円未満の人）でしたので、昭和61年4月から60歳になるまでの30年間、第3号被保険者として国民年金に加入しました。老齢基礎年金は約58万円（年額表示。以下同様）、振替加算額が約4.5万円加算され、受給額は合計62・5万円となります。

妻が65歳から受け取る年金額は、夫に加算されていた加給年金額39万500円を上回るようになります。このように国民年金の未納期間がなければ、すべての世代で加給年金額が加算停止されても世帯あたりの年金額が減ることはありません。

図表2



図表3 振替加算額表

S31.4.2 ~ 32.4.1	44,940 円
S32.4.2 ~ 33.4.1	38,873 円
S33.4.2 ~ 34.4.1	33,031 円
S34.4.2 ~ 35.4.1	26,964 円
S35.4.2 ~ 36.4.1	20,897 円
S36.4.2 ~ 41.4.1	15,055 円

（注）振替加算額は、加給年金の対象となっていた昭和41年4月1日以前生まれの配偶者の老齢基礎年金に加算される

黙って説明を聞いていたSさんは「世帯あたりの年金は年間23万円ほどプラスだね。ああ、よかった。月2万円弱でも年金の増額は、ありがたいよ。ただ、僕の年金が減額されるのはねえ：年金の減額は、自分の存在価値の低下のように思えるよ。寂しいもんだ。」とつぶやいて席を立たれました。

しかし加給年金はSさんが20年以上働いたから加算されました。そして加給年金が加算されたからこそ、65歳から妻の老齢基礎年金に「振替加算額」が加算されるのです。「Sさんの功績は大きいですよ。これからの長い人生、思うがままのびのびと、楽しく過ごしてください。」そう思いながらSさんの後姿を見送りました。



〈地球に恩返し森〉の活動を ブログとインスタグラムで発信しています！



地球に恩返し森づくり事業部では、2009年以降
〈地球に恩返し森〉(大分県由布市庄内町)づくり
を通して、さまざまな環境保護運動をしています。
日々の活動の様子を〈地球に恩返し・くすりの森の
「しんの」ちゃん〉ブログとインスタグラムで発信し
ていますので、ぜひご覧ください！

<https://ameblo.jp/liss-shinno/>



地球に恩返し しんの

検索



2頭の子ヤギが昨年10月に生まれています
白黒のヤギは、うしに似ているので、
うし君と呼んでかわいがっています



今では立派に成長し、剪定枝の葉をきれいに
食べ、排出される糞はコンポストで堆肥化し、
肥料として利用しております。



昨年秋に行った、オリーブの苗木づくり。
600本の挿し木から、6本活着しました。
結実までに、あと4、5年かかります。



ハウスの中では不知火(デコポン)が実りました。

支部

活動記

北海道・北日本支部

▼コロナ感染予防のために日常生活が一変して1年半以上が経過しています。この間、生前サービスの依頼が激増しています。

感染への不安から通院を控えたため、身体は悲鳴を上げ緊急入院、コロナで直葬が特別な葬法ではなくなったためか、**企画書**の変更手続き、コロナで行動範囲が狭まり体力が低下、一人暮らしの生活も体力が低下すると不安になり施設入所の検討、転居、施設見学、引越し準備、引越し、荷解き、住所変更（住民票・健康保険・介護保険など）、施設に入所していても、面会や外出規制により**※**廃用症候群の症状が現れてしまいついには……

元氣な方々は、アフターコロナを見据えて、いざという時のために生前契約を検討、個別説明や出張説明の依頼が増えてきています。

先だっては、地域包括支援センターが主催する、ケアマネジャー対象のケア会議で生前契約の説明をさせて頂いていただきました。

ケアマネジャーではどうしても出来ない入院・入所の際の保証人・連帯債務者の役割について、りすシステムがどんな活動で利用者の方々のサポートに携わっているか理解していただけました。

りすシステムならなぜ身元保証等の引受が可能なのか。それは「3つの公正証書」が締結してあるからということを説明したのです。

最近では感染も少しずつ落ち着き、見守り訪問の希望や近況報告のお電話なども増えています。皆様からは「早く、なんでも談話室や例会が再開されることを望んでいます」とのお声も多くなっています。

油断大敵、このままコロナが終息すれば良いのですが……。これからインフルエンザの季節に入りコロナと

W感染の危険もあると専門家は警鐘を鳴らしています。

マスク、手洗、消毒等感染対策に努めてまいりましょう。

※廃用症候群

安静状態が長期に渡って続く事によつて起こる、さまざまな心身の機能低下等を指す。生活不活発病とも呼ばれる。特に病床で寝たきり状態であることによつて起こる**症状が多い**。(Wikipediaより)

東日本支部

▼自宅マンションにお住まいのKさん(79歳・女性)の救急搬送が増えたのが昨年の6月頃でした。

息苦しさを訴え、コールセンターに連絡があり様子を伺いに訪問することや、自身で救急車を呼ぶことが重なりましたが、結果は異常なく帰宅することの繰り返し。通院の付き添いサポート等の後でも、夜になると不安から来る息苦しさが止まらないという状態でした。

一昨年頃から通院の付添い依頼をされることがありましたが、ご近所づきあいも良好で、茶道の師匠としてお稽古も続けており、一人暮らしでも特段困り事もない様子でしたが、何か不安を抱えていらしたのだと思います。

その後、尿路感染症で入院したことがきっかけで心身ともに不安定な状態が増え、「死にたい死にたい」と訴えることも度々あり、精神科に入院することになりましたが、日常生活に異常は認められず、退院。しかし、再び年末には様子が心配な状態になりました。

りすシステム緊急コールセンターや、担当ケアマネジャーに頻繁に電話が入るようになり、精神科に再入院することになりました。

担当医の診断は「一人暮らしは無理」でしたが、本人は「家に帰りたい。病院を出たい、出たい。」と強い訴えがあり、**後見事務履行に関する事前意思表示書(略称・後見ノート)**にも「自宅で暮したい。施設には入りたくない」と記入されています。

したので、できる限り本人の希望を尊重したいと考え、担当医とも相談して施設に入るまでの条件付きで自宅に戻ることを許されました。

とは言え、一人暮らしが困難な状態に変わりはなく、ヘルパーも週5日、訪問看護は週2日。配食は毎日。デイサービスにもトライしました。

それでも病状は好転しないため任意後見監督人選任請求手続きが必要と判断し、手続きを進めつつ施設を探し、ようやく本人が気に入った施設が見つかりました。

6月には体験入居を経て、本人も納得し正式に入居しました。現在では、穏やかに過ごされています。長く続けてこられた茶道という趣味もあり、再びお茶を点てるなど施設での生活を楽しめる日が近いことを願っています。

中部日本支部

▼「10年前からりすシステムのごことは知っていた。いよいよ、りすシステムを必要とする時が来た」と、4月の説明会に参加したTさん。

コロナ感染拡大のため、説明会は個別対応です。Tさんは坦々とりすシステムを必要とする理由をお話されました。

3月初めに肺がんステージⅢB、余命6ヶ月〜1年の宣告を受けたこと。両親も他界してきょうだいもいません。抗がん剤治療で副作用に苦しむより短い時間でも好きなことをしたいので、治療はしない選択をしたので、来年の桜は見る事ができないと覚悟を決められました。冬服は必要ないと全部捨てられたとの

由。生活はシンプルに、家電、ダイニングテーブルはリースで対応。早く契約をしたいと希望され、急ぎで私のおぼえがき書類の記入、公正証書の作成を完了しました。

契約後は、時々支部事務所に近況報告をしに来てくださいます。

飛行機が大好き。中部国際空港(セントレア)で、飛行機の操縦を体験できる教室があるので、月2回通っています。好きなことをしていると

きは病気を忘れられます。でも、咳が出たり首回りが腫れるなど肺がん

の進行を実感すると不安と恐怖に見舞われます。だから、動けるうちに旅行などに行きたいのです。

最近咳が出るのでと、メールでの近況報告です。瀬戸市でニジマス釣りを楽しんだり、大好きな飛行機で、セントレアから羽田までの操縦体験を楽しそうに綴られています。

病気を抱えながらも、前向きに限られた時間を有意義に過ごしておられる様子に感動させられます。

そんなTさんが緩和ケアができる施設を探して関西へ転居することになりました。体力的に遠距離の移動を心配しましたが、ご本人の希望を叶えるため、今後のサポートは西日本支部へ引き継ぎます。

西日本支部

▼6年前、有料老人ホームの担当者から「入居希望の方で身元保証人には実弟がなると言っているが、弟さんは高齢のためりすシステムに第二次身元保証人を受けてもらえないか……」との連絡を頂き、「保証パック」をご案内し契約されたYさん(90歳・女性)は、希望のホームに入居され穏やかな日々を過ごしていました。

Yさんは金銭管理や日常生活面は弟さんが、ホームと打ち合せたり、訪問して何の問題もなく過ごしておりましたが、昨年あたりからホームの担当者から「認知が少しずつ出ているので、訪問すると穏やかな笑顔を返していません。」

ところが弟さんが今年の夏、突然逝去されたのです。

Yさんも8月に自室で転倒、緊急入院で股関節骨折と診断、手術となりました。認知症が徐々に進みYさんは物盗られ症状や骨折しているという認識がありません。骨折部の融



合には安静が一番の療養と医師から言われるのですが、動こうとするので止むを得ず病院内では拘束するなどの対応をしています。

弟さんの逝去も納得できず（亡くなられましたよ。↓あそう……。と言っても直ぐに弟さんの事を言われる等）、金銭管理を全て弟さんが賄っていたので支払いも滞る状態になっています。

施設と打ち合せ、クリニックの診断書、ケアマネジャーによる生活情報報告書などお願いし、任意後見監督人選任請求手続きを進めています。

中国・四国支部

▼指定障害者支援施設に入っていたMさん（76歳・男性）との出会いは、昨年末「Mさんの保証人になっていた兄夫婦が高齢になり、身元引受できなくなりました。ご本人は病気がちで保証人がいなくて困っているのか、助けていただけないでしょうか？」と、施設から電話をいただ

いたのがきっかけでした。

当時、コロナ禍の中で施設は出入り禁止のため、説明に伺うこともできません。早急に保証人が必要としていたため、施設の責任者に総合保証パックの資料を送付し、電話やメールで詳しく説明させていただきました。総合保証パックは、急な入院や身元引受人でお困りの方におすすめているプランです。100万円からのコースがあり、公正証書で契約を締結します。

りすシステムが行う数々のサービスを必要とする場合、別組織であるNPO生前契約等決済機構が預託金としてお預かりした中から、実際に費用として使われた分だけ同機構のチェックの下で、りすシステムに支払われる仕組みになっています。

施設責任者のサポートのもと、Mさんとリモート通信で書類の説明をさせていただき、納得をいただいた上で、公正証書の作成日を決めました。

作成日の当日、介護タクシーに乗ってこられたMさんと初めての顔

合わせ。照れながら自己紹介をしてくださったのが印象的でした。

そんなMさんが、先月から食事が徐々に食べられなくなっているという連絡をもらいました。そして、10月になって「高熱と嘔吐を繰り返すようになり、今朝、主治医に診てもらって、検査入院をすることになりました。命に別状はないと思うので、こちらで対応します」という電話でした。

それから数日も経たないうちに、「Mさんがお亡くなりになりました。いま病院で付き添っています。病院は2〜3時間以内に出て欲しいと言われています。どうしましょう？」と、施設の介護士からの連絡。

すぐに駆けつけたいのは山々ですが、その前にご遺体をお預かりしてくれる葬儀社を手配しなければなりません。そして、葬儀社の方にMさんの意思表示を伝え、今後の段取りと葬儀の相談をするため、葬儀社に向かいました。

それと同時に、申出書に書かれている緊急時の連絡先に電話をし、実

兄夫婦に参列してもらえるかどうかを確認。ご本人の意思表示の通りに、無事、火葬と納骨を済ませることができました。

そして、死後なるべく早く行わなければならぬのが諸手続きです。また、施設の家賃未払い分の支払いや解約手続き。入院費用や死亡診断書の料金支払など。まだまだ、たくさん死後事務が残っています。

Mさんに死後も安心してもらえるよう、着々と進めていきたいと思っています。

九州支部

▼Oさん（85歳・女性）とはコロナ禍で通常の定期訪問は面会禁止でしたが、7月から、施設玄関での時短面会と往診医師診察時の付添は認められるようになりました。

お互いにマスク着用で、認知症が徐々に進んでいるOさんがりすシステムのことを覚えていたのだろうかとお会いするたびに不安になります。

しかし、「名前は出て来ないけれど、ちゃんとわかりますよ。頼りにしているのですから」と、うれしいお言葉。デイケアに通い、施設での規則正しい生活、足腰丈夫なOさん、100歳目指しましょうと、主治医・Oさん・りす三者で、毎回明るいお話で盛り上がり診察室を出ています。

▼Sさん（89歳・女性）は、退院後施設に戻り、デイサービスやリハビリにも積極的に取り組み、食欲も回復しました。

7月から窓越しの時短面会が出来ようになりました。とは言え、外出は禁止のため、去年同様、今年も誕生日会の外食は出来ませんでした。そこで、施設スタッフと打ち合わせ、Sさんから差入れのリクエストをもらうことになりました。90歳のお誕生日にはリクエストの品を持参し、窓越しでお誕生日をお祝いしました。涙ながらに「うれしいです。ありがとうございます。お彼岸参りもお願いします。また来て下さいね」と、名残を惜しみ合いました。

▼Hさん（88歳・女性）の腎臓内科定期受診付添は、これまで、施設の看護師や介護スタッフ、義理の妹さんや友人などいろいろでしたが、主治医の病状説明を継続的に受けた方が良いとのアドバイスで、りすシステムが受診の付添をしています。都合が付けばケアマネジャーも同席しています。

昼夜逆転生活を改善。朝の服薬、自室での食前食後の服薬確認を施設に依頼。Hさんは気が向けば外出しますが、遅くなる時の帰宅時刻も施設とりすシステムで共有しています。体調は日々波があり、前回の受診では体が怠いだと頻繁に言っていました。次回受診時には、人工透析のためのシャント手術をするか否かをHさんが決めることになっています。主治医には、これまでよりもさらにわかりやすく、病状説明をお願いしようと思っっています。

大分支部

▼Eさん（女性・86歳）がN病院入院中にソーシャルワーカー（病院の相談員）の勧めで介護認定を受け、要支援1の結果が出たのは、昨年3月でした。

退院後すぐに、地域包括支援センターから支援計画の話がしたいと連絡がありました。Eさんが「コロナが収まってからにしたい」というEさんの気持ちをセンターに伝えました。

しばらくしてEさんから「コロナの影響で外出も控えているが、病院だけは通院している。急で悪いが、報告と相談したいことがあるので来てほしい」と電話があり訪問しました。

Eさんの話は「リハビリを受けているY医院（整形外科）の先生から今のリハビリを継続するよう勧められた。一時不安になり、地域包括支援センターに支援を頼もうと思ったが、先生のお話を聞き、先生とりすシステムに支えてもらいながら、今の生活（自立）を続けたいと思った」

というものでした。

年も明け「Eさんの自立した生活」がスタートしました。Eさんが最初に自分でしたことは、お風呂のリフォームでした。入浴の時、お風呂のふちが高く、足が上からず、困るようになり、自分でリフォーム専門店を探し、相談して、今までのより、ふちが4センチ低いユニットバスに交換する大工事を4日間かけてされたそうです。後で、嬉しそうに、その話をされるEさんは自信と喜びに満ちていました。

それから4ヶ月後。入浴中すべつて、湯舟から出られなくなり怖い思いをされたEさん。幸い自分でお湯を抜き、何とか出られましたが、それからは怖くてずっとシャワー浴だったそうです。「これから寒くなったら湯舟につかりたいが、一人では不安」と電話があり、Eさんに、「地域包括支援センターに相談してみよう」とお勧めしました。

Eさんは「柔軟な気持ちでやろうと決めていたの」とすぐに承知してくれ、早速、地域包括支援センター



に連絡、担当のケアマネさんに来ていただきました。今困っていることを話し、要支援1で利用できるケアプランの説明と一緒に聞きました。支援計画として、①「今タクシーで通っているY病院のリハビリ（医療保険利用）を送迎付きのAクリニック通所リハビリテーションのデイケア（介護保険利用）に変更する」②「自宅での入浴介護を週2回、B訪問介護ステーションに依頼する」という提案がありました。

①は、今まで通りY病院でのリハビリを継続したいと言うEさんに、ケアマネさんはAクリニックの見学を勧めました。

Eさんから「送迎付きで、デイケアの見学（体験）に行ってきた。皆さん笑顔が素敵で親切な対応をして頂き、申込をしたかった」と電話があり、担当者会議、契約書作成と話が進み、サービスがスタートしました。

Eさんから「初めての入浴介助を受けて緊張しましたが、安心してお任せでき、さすがプロでした。『案

ずるより産むが易し』ですね。お願いしてよかった。一番に、りさんに、この気持ちを伝えたくて」と嬉しい電話がありました。

送迎付きのデイケアも、スタッフの皆さんが優しく、利用者の皆さんはいつも笑顔でリハビリに励んでおられるそうです。

これからは、できないことは遠慮せずに、介護サービスを利用して皆さんに支えていただきながら、りさんもYさんの自宅での暮らしが、よりよいものとなるよう、サポートを近づけます。



介護保険豆知識

コラム

【要支援と要介護の違いって?】

要支援

日常生活は自分で行なえるが、
多少の支援が必要な状態

入浴はひとりで可能 浴槽掃除は支援が必要



要介護

自分一人で日常生活を送ることが
難しく、誰かの介護が必定な状態

入浴介助が必要





地球に恩返しTシャツ・ポロシャツ



カラフルでかわいいロゴ付きの〈特製Tシャツ・ポロシャツ〉です。お買い上げ金額の一部を、りすシステムから「地球に恩返し基金」に寄付いたします。ご協力よろしくお願ひいたします。ご希望の方は0120-889-443までご連絡ください。

Tシャツ

■定 価：2,000円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L
■カラー：ホワイト・ライトグリーン・ピンク・ライトブルー・イエロー

ポロシャツ

■定 価：2,500円(税・送料込み) ■サイズ：S・M・L・LL・3L
■カラー：ピンク・ネイビーブルー

地球に恩返し運動について



私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返しの森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上、「ご依頼人欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返しの森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383

地球に恩返し 基金振込先

● 郵便局から振り込む場合

郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合

店名：〇一九(ゼロイチキュー)
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子さん (埼玉県川口市)
鈴木 けい子さん (東京都新宿区)
中野 壽美子さん (東京都豊島区)

森泉 稔さん (東京都北区)
涌井 セツさん (東京都北区)

※ 2021年9月1日～9月30日の期間、5名の方から寄付をいただきました。



NPO りすシステム

☎ 0120-889-443

りすセンター・新木場

☎ 0120-373-959